

随意契約の結果の公表

5月契約分(追加分)

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度地域リハビリテーション活動推進事業業務	R6.5.1	しまねりハビリテーションネットワーク 会長 島根県出雲市平野町557番地2 2階B号室	1,100,000	第167条の2第1項第2号	しまねりハビリテーションネットワークは、リハビリテーション専門職の職能団体である理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会と医療関係の協力団体(島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県栄養士会、島根県医療ソーシャルワーカー協会、島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」、島根県歯科衛生士会、島根県介護支援専門員協会、島根県地域包括支援センター連絡会、島根県老人保健施設協会、島根県訪問看護ステーション協会、島根県社会福祉士会)で構成されており、職能に応じた効果的な研修が実施できる。 また、7圏域ごとにブロック理事を配置しており、全県的なリハビリテーション専門職派遣の支援、市町村のニーズに沿った介護予防等への関与、人材育成が期待できることから、しまねりハビリテーションネットワークのほか当事業を委託可能な団体はない。	-	-	高齢者福祉課	
令和6年度「男性のための介護のミニ講座」業務委託	R6.5.15	株式会社おはつ 代表取締役 島根県出雲市小山町63	1,234,200	第167条の2第1項第2号	家庭の主な介護者の約7割が女性であり、女性の介護への負担が大きくなっている。家族の介護のために離職や転職する人は女性が多く、全体の約8割を占めている。こうした中、男性にも介護の知識とコツを知ってもらい、介護に参加するきっかけとしてもらうことを目的として本事業を実施している。 令和6年度より、従来実施していた一般向け講座に加えて、介護に悩む従業員の相談先や各種制度について経営層の理解を深めることを目的に、新たに企業向け講座も併せて行うこととした。また、令和6年度の当該講座では、特に介護に関する知識の乏しい人を対象に、初歩的な講義及び体験を行う予定である。具体的には、普段は企業等で働きながら、自宅等で家族などの介護を行う必要が生じた男性、或いは今後自宅で介護を行う場合に備え知識を身に着けたい男性などを想定している。 株式会社おはつは平成27年から介護職員初任者研修を行っており、基本的な介護を実践するための知識や技術を持つ講師が多く在籍することに加え、社会保険労務士の資格を持つ講師も在籍する。また、研修は座学だけでなく実技を交えて実施しており、内容も充実している。そのため、県が令和6年度のミニ講座の対象としているターゲットの男性層にも理解しやすく、且つ即実践可能な研修が可能である。 以上の点から、株式会社おはつは、介護について企業の経営層の理解を深める研修と、介護の経験が浅く知識が乏しい男性に対する研修の両方が可能な相手方と言える。株式会社おはつの研修内容は令和6年度の本事業の目的に合致していることから、令和6年度の本事業について円滑に実施できる唯一の事業者である。	-	-	高齢者福祉課	
島根県保育所等の働き方改革セミナー業務委託	R6.5.1	一般社団法人島根県経営者協会 島根県松江市母衣町55番地4	1,656,197	第167条の2第1項第2号	島根県における働き方改革に関する制度等のノウハウ及び実情を熟知している唯一の団体であり、当協会へ業務委託することが適しているため。	-	-	子ども・子育て支援課	
令和6年度島根県子育て支援員研修事業	R6.5.30	一般財団法人 保健福祉振興財団 東京都千代田区紀尾井町3番12号	6,358,000	第167条の2第1項第2号	提案競技審査会において最優秀提案者に選ばれたため。	株式会社東京リーガルマインド	6,351,290	子ども・子育て支援課	